

生活福祉資金貸付制度の紹介

生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会とが必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援することを目的とする貸付制度です。

誰が借りられるの？

この制度は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対する貸付制度です。

資金別貸付対象世帯一覧

資 金 名	貸 付 対 象 世 帯			
	低所得世帯		障がい者世帯	高齢者世帯
	一般世帯	生活保護世帯		
総合支援資金	○(注1)	対象外	一部対象外	対象外
福祉資金	○	一部対象外	一部対象外	一部対象外
教育支援資金	○	○	低所得の場合	低所得の場合
不動産担保型 生 活 資 金	高齢者の場合	高齢者の場合	高齢者であり 低所得の場合	低所得の場合

* 低所得世帯とは、住民税が概ね非課税程度の世帯のことをいいます。

* 障がい者世帯とは、身体・知的・精神障がい者(各障害手帳の交付を受けた者)の属する世帯のことをいいます。

* 高齢者世帯とは、65歳以上の高齢者の属する世帯のことをいいます。

(注1) 総合支援資金は、低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の公的給付又は公的な貸付を受けることができず生活費を賄うことができないことが条件となります。

この貸付制度は、他の貸付制度が優先され、どこからも借入ができない場合に、申し込みの対象になります。(一部貸付対象にならない場合もあります)

また、福祉の制度でありますので、地域の民生委員が貸付後の生活相談に対応し、安定した生活が送れるよう支援していきます。

まずはご相談下さい！

相談窓口 えびの市社会福祉協議会
(生活福祉資金担当者まで)
TEL 35-2800